

令和6年3月27日
都 市 局
まちづくり推進課

広島駅周辺において高品質な宿泊施設等を整備

～（仮称）広島市南区的場町1丁目ホテル計画を「民間誘導施設等整備事業計画」として認定～

国土交通大臣は、都市再生特別措置法第96条第1項の規定により、（仮称）広島市南区的場町1丁目ホテル計画について民間誘導施設等整備事業計画の認定を行いました。これにより、計画の認定を受けた事業者は、民間都市開発推進機構による金融支援を受けることが可能になります。

本事業計画により、広島駅周辺においてインバウンド需要に対応する高品質な宿泊施設や地域に開かれたレストラン、交差点に面する空地等が整備され、滞在空間の高質化や歩行者等の安全・快適性の向上が図られることが期待されます。

《 本事業計画における主な取組及び期待される効果 》

- インバウンド需要に対応する高品質な宿泊施設や地域に開かれたレストラン等を整備することにより、滞在空間の高質化を図る。
- 交差点に面する広場や歩道に隣接する空地を整備することにより、歩行者等の安全・快適性の向上に寄与する。
- 一時滞在施設として帰宅困難者を受け入れることが可能になり、広島駅周辺における災害時の安全確保につながる。



（仮称）広島市南区的場町1丁目ホテル計画外観（イメージ）

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

担 当：石川、小宮、小林、藤井

電 話：03-5253-8111(代表)(内線 32559, 32536, 32534, 32574)

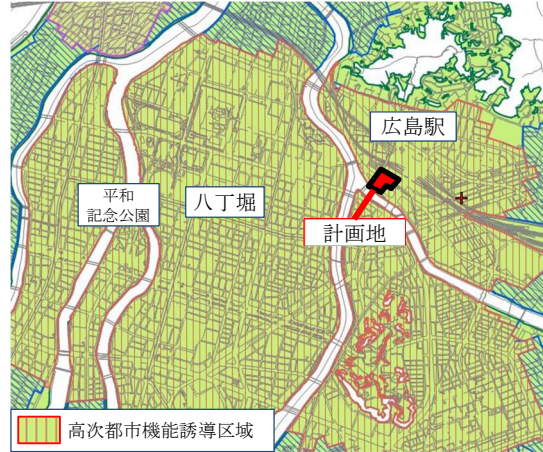
03-5253-8406(直通)

民間誘導施設等整備事業計画の内容の公表事項

1. 申請事業者の名称 合同会社ホテルセンチュリー21 広島
2. 誘導施設等整備事業の名称 (仮称) 広島市南区的場町1丁目ホテル計画

3. 誘導施設等整備事業の目的

本事業計画地が位置する広島駅周辺地区は、広島市立地適正化計画における高次都市機能誘導区域に指定されており、中四国地方のエンジンとして、広島広域都市圏の全体の発展や都市の魅力向上のために、観光客等の受け入れ環境の充実に資するような宿泊施設等の、都市機能の一層の充実が求められているエリアである。



本事業計画は、高品質なホテルを建設することで、都市機能の更なる発展、インバウンド需要の取り込みなどの都市の国際競争力強化を図る。また、地域住民も利用可能なレストラン等や、歩行者等の滞留空間となる広場の整備を通じて、地域に開かれた施設として地域交流の活性化や周辺居住環境の向上にも寄与する。さらに、一時滞在施設として帰宅困難者を受け入れることにより、広島駅周辺における災害時の安全を確保する。

4. 事業施行期間 令和7年5月1日～令和9年6月30日(予定)

5. 誘導事業区域

- (1) 位置 広島県広島市南区的場町一丁目1番地
- (2) 面積 1,512.94㎡

6. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地上19階 地下1階	1,033.31㎡	17,371.03㎡ (15,883.24㎡)	1,512.94㎡	1,049.82%	68.29%
合計		1,033.31㎡	17,371.03㎡ (15,883.24㎡)	1,512.94㎡		

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号1]

- ・構造 鉄骨造
- ・設備 受変電設備、発電機設備、電力幹線設備、幹線・動力設備、照明設備、防災設備、空調設備、換気設備、機械排煙設備、衛生設備、昇降機設備
- ・用途 ホテル(ホテル、レストラン、ミーティングルーム、ジム等)

(3) 公共施設の種類・規模等

緑地 : 48.45㎡、広場 : 181.41㎡

7. 事業スケジュール(予定)

- 令和7年 5月 1日 着工
- 令和9年 6月 30日 竣工

令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度	
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7
基本設計		実施設計											
				建築確認等									
				着工									
												竣工	

■ 外観（イメージ）



■ 区域図



■ 施設構成・概要図

